

給付内容について

被保険者が出産したときは、1児に対し48万8千円を支給します。

また、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下において在胎週数22週に達した日以後に出産した場合は1万2千円を加算します。(死産を含み、妊娠22週以降のものに限る)

直接支払制度を利用し、医療機関等に支払われた出産育児一時金等の「代理受取額」が出産育児一時金を下回った場合はその差額を申請により支給します。

添付書類について

- ・ 分娩機関より交付された分娩費明細書等のコピー
(産科医療補償制度に加入している医療機関等は所定の印が押印または証明されていること)

時効について

出産育児一時金の申請の時効は出産日から2年です。

本組合の書類受付日が出産日から2年を経過したときは支給することができませんので、お早めにお手続きください。

その他留意事項

☆今回は、出産育児一時金医療機関等への直接支払制度を利用をしているため、「出産育児一時金支給申請書」の提出は必要ありません。

医療機関等への直接支払制度を利用した場合の流れ

